

名古屋市農業委員会 令和3年第12回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年12月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時57分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第80号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第81号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第82号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第83号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第85号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認に
ついて

第86号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第87号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第88号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第89号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の確認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和4年度名古屋市農業施策等に関する意見書の対応状況について

(4) その他

(5) 閉会

令和 3 年第 12 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11 名）

		2 番	成 田 秋 義 委員
		4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	坂 野 文 明 委員	6 番	石 田 正 彦 委員
		8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 已佐子 委員		
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	岩 田 公 雄 委員
		1 4 番	野 間 利 和 委員
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6 名）

1 7 番	森 國 晃 委員		
2 1 番	大 島 誠 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
		2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員		
2 7 番	服 部 勇 夫 委員		

令和 3 年第 12 回総会（令和 3 年 12 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 12 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 3 年第 12 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 80 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 89 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の確認について」までの 10 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、近藤正俊委員及び成田秋義委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 80 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-11 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-11 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、12 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、農地を所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋一丁目の 1 筆は田で、稲刈り後の状況であり、港区西福田二丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま

	すので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 80 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 80 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 81 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 の農地につきまして、12 月 3 日に担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、申請者が本来農地として耕作すべき申請地を、近隣住民向けの貸駐車場スペースとして利用してしまっていたことが判明し、追認申請に至ったものです。 申請地の中川区富永三丁目の 1 筆は、3 種農地の田で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。土地改良区の意見書があり住宅都市局より開発許可に該当しない旨の回答も得ております。

	また、面談の結果、平成 6 年に申請者が相続した時点ですでに駐車場となっており、本人は違反状況を認識しておらず、今後は農地法を順守するとのことでした。 周囲の状況は、東側は道路、西側は田、北側、南側が宅地で、被害防除には配慮するとのことでした。 以上、調査の結果、許可することについてやむをえないものと考えます。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特になさそうです。それでは、第 81 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 81 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 82 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-13 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-13 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-13 願い出の農地の、天白区梅が丘一丁目の 1 筆

	には、柿が栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 82 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 82 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 83 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 本議案には、近藤委員及び横井愼一委員に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、近藤委員及び横井愼一委員は、この案件の審議には参与できません。 まず、おふたりに関係する案件を先に審議することにいたしますので、近藤委員及び横井愼一委員におかれましては本案件審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。 では、資料の 5 ページをご覧ください。こちらの受付番号 1-47 が、近藤委員に関する案件となります。受付番号 1-47 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長	受付番号 1-47 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-47、天白区池見二丁目の 1 筆にはニンジンが、保呂町の 1 筆には梅やミカンなどのかんきつ類が、元八事二丁目の 3 筆には一体でニンジンが、栽培されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、資料の 9 ページをご覧ください。こちらの受付番号 3-20 が、横井慎一委員に関する案件となります。受付番号 3-20 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-20 の農地につきまして、12 月 3 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-20 の中川区水里三丁目の 2 筆の田は稲刈り後の状態、戸田西一丁目の 2 筆の畑には白菜、ニンジンなどが作付けされており、良好に管理されていました。 以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、受付番号 1-47 及び 3-20 について、証明してよろしいかお諮りします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 83 号議案の案件のうち、受付番号 1-47 及び 3-20 につきましては、証明することといたします。 ここからは近藤委員及び横井委員も議事に参与していただきますようお願いします。 それでは、資料の 4 ページに戻っていただきまして、順番にご報告をお願いします。受付番号 1-44 から 1-55 までについて、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-44 から 1-46、1-48 から 1-55 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、12 月 2 日と 3 日の両日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-44、緑区大高町字中道の 1 筆には、栗や、ミカンなどのかんきつ類などが、栽培されていました。 受付番号 1-45、緑区桶狭間神明の 2 筆には、一体で、大根やブロッコリーなどが、桶狭間の 6 筆には、一体で、ブロッコリーなどが、同 4 筆には、一体で、タマネギなどが、栽培されていました。 受付番号 1-46、天白区元八事二丁目の 1 筆には、梅やミカンのほか、ニンジンやネギが、栽培されていました。 受付番号 1-48、名東区牧の原二丁目の 1 筆及び天白区植田東二丁目の 1 筆には梅が、天白区元植田一丁目の 2 筆には一体で、梅や桃が、同 1 筆には、キウイフルーツや梅が、栽培されていました。

受付番号 1-49、緑区大高町字天楽山の 2 筆には、一体で、ミカンが、大高町字南白砂の 3 筆には、一体で、タマネギなどが、栽培されていました。

受付番号 1-50、天白区天白町大字野並字笹原の 1 筆には、ブドウが、受付番号 1-51、天白区笹原町の 1 筆には、キャベツが、同 1 筆には、ニンジンが、同 1 筆には、ミカンや栗が、菅田一丁目の 1 筆、菅田三丁目の 1 筆には、ブドウが、同 1 筆には、大豆やキャベツが、栽培されていました。

受付番号 1-52、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆には、ブドウが、天白区焼山二丁目の 1 筆には、ブロッコリーやキャベツなどが、同 1 筆には、馬鈴薯やネギが、栽培されていました。

受付番号 1-53、名東区上社五丁目の 1 筆には、柿のほか、大根やキャベツなどが、同 1 筆には、大根やネギ、ニンジンなどが、栽培されていました。

受付番号 1-54、天白区梅が丘五丁目の 2 筆には柿が、受付番号 1-55、天白区表台の 1 筆には、梅やミカン、柿が、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-33 から 2-36 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-33 から 2-36 について、12 月 2 日と 3 日にそれ

ぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-33 は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、白菜、大根、さといも等が作付けされていました。

受付番号 2-34 は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、柿、ミカン、はっさく等が作付けされていました。

受付番号 2-35 は畑で、ミカン、イチジク、シソが作付けされていました。

受付番号 2-36 は、喜多山二丁目の 2 筆、大谷町の 1 筆が田で、水稻収穫済みでした。野萩町の畑は、ほうれん草、小松菜、ジャガイモが作付けされ、大谷町の 2 筆の畑は、大根、ネギ、タマネギが作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-21 から 3-26 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-21 から 3-26 の農地につきまして、12 月 2 日、3 日、5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-21 の吉津二丁目の 1 筆の畑には大根、ネギなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-22 の中島新町四丁目の 1 筆の畑には水菜、タマネギなどが、水里四丁目の 1 筆の田は稲刈り後の状態でした。

受付番号 3-23 の 4 筆及び受付番号 3-24 の 6 筆については、すべて区画整理中につき、作止め中でした。

受付番号 3-25 の富永四丁目の 1 筆、福島一丁目の 1 筆の田は稲刈り後の状態でした。

受付番号 3-26 の富永一丁目はじめ計 8 筆の田は稲刈り後の状態、富永二丁目の 1 筆の畑には白菜、ほうれん草などが、同 2 筆の畑には白菜、ブロッコリーなどが、福島一丁目の 1 筆の畑にはネギ、白菜などが、水里三丁目の 1 筆の畑には白菜、大根などが作付けされ良好に管理されていました。

以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 及び 4-10 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-9 及び 4-10 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、12 月 2 日と 3 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-9 の 1 筆及び、4-10 の 3 筆は、田で、それぞれ稲刈り後の状況で、良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員	特にないようです。それでは、第 83 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。 異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 83 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 84 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-12 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-12 につきまして、12 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のあった農地、港区福前一丁目はじめ 8 筆は田で、稲刈り後の状況で、港区福前二丁目の 1 筆は畑で、ネギが作付けされておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしく

	ご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 84 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 84 号議案の案件は、証明することといたします。 次に、第 85 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。 いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第 3 条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の①をご覧ください。 この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。 また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。第 85 号議案について、東部・緑農政課長お願いいたします。
東部・緑農政課長	本件は、「特定農地貸付け」、いわゆる市民農園を開設し、利用者に貸付けを行うものです。現地確認は、担当委員さんと事

務局職員とで、12月2日に行っています。

対象農地は、所在が天白区天白町大字平針字黒石の1筆で、現況地目は畑、面積は720平米で、3名の共有となっています。

「配付資料①」をご覧ください。

初めに、「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は、住宅街で、隣接農地もないことから、「適切な位置」であり、また、規模も、区画数は15区画を予定しており、他の市民農園と比較して、「妥当」なものと思われます。

次に、「募集及び選考の方法」ですが、貸付規程によりますと、チラシや掲示などにより、一般公募で、先着順に受け付け、募集人数を上回る場合は抽選により決定すると定められており、「公平かつ適正」なもの認められます。

次に、「貸付期間その他の条件など」につきましては、同規程において、貸付期間を1年間とするなどの利用条件が定められており、違法不当ではなく、「適正」なもの認められます。また、これまで農業経験がある所有者が、利用者への栽培指導などを行うことにより、利用者による農地の「適切な利用」が確保できます。

最後に、申請地には、小作権など「所有権以外の権原に基づいて耕作するものがない」ことを確認しております。

以上のことから、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 85 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 85 号議案の案件は承認いたします。 次に、第 86 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料②及び③をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、23 ページの農用地利用集積計画案の第 7 号及び 24 ページの第 8 号について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	第 86 号議案の第 7 号、第 8 号の農地につきまして、12 月 3 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 まず、第 7 号ですが、申請者が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用し、平成 31 年 3 月 10 日から 3 年間、利用権の設定を受ける者として承認を受けておりますが、今後も引き続き申請地で耕作をしていきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、今回 6 年間の更新の申請がなされたものです。 申請地である中川区富永四丁目の 1 筆の「畑」には、タマネギ、キャベツなどが植え付けされ良好に管理されており、今後も引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれま

す。

設定する利用権は、使用貸借権であり、利用権の存続期間や有益費の償還などについて、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

続きまして、第 8 号ですが、申請者がすでに「名古屋市農地バンク制度」を利用し、平成 31 年 1 月 10 日から 3 年間、利用権の設定を受ける者として承認を受けておりますが、引き続き申請地で耕作を続けていくことを希望され、所有者との間で合意に至り、今回 3 年間の更新の申請がなされたものです。

申請地である、中川区水里四丁目の 1 筆の「畑」は、耕作準備中でしたが、今後も農地として適正に管理されることが見込まれます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、利用権の存続期間や有益費の償還などについて、名古屋市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合します。

以上のことから、これらの利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 86 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。22 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について
農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条

第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 86 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 86 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 87 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

この議案は、認定就農者から利用権設定の申出があったものでございます。申出について、事業の実施が必要であると認め、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。

審議のポイントについては、配付資料④をご覧ください。

農業委員会が審査する事項は、通常の利用権設定の場合と同様に、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。
30 ページの第 9 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 3 年度第 9 号の農地利用集積計画につきまして、12 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西蟹田の 1 筆は畑で、白菜が、作付けされている状態でした。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 87 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。29 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について
農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条

	第 1 項の規定に基づき農用地について利用権の設定を受けた旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めたため、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるべきことを要請します。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 87 号議案について、案のとおり要請してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 87 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。 次に、第 88 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。 こちらは、中川区福島地区における令和 4 年産米に向けた農地中間管理事業による農地の貸し借りに関する案件です。 議案の 33 ページをご覧ください。配付資料の⑤及び⑥についても、合わせてご覧ください。 それでは、第 88 号議案について、事務局より説明をお願いします。
主査	中川区福島地域におきまして、人・農地プラン作成に向けた話し合いを行ったうえで、10 月 22 日から 11 月 30 日の間に、令和 4 年産米に向けた農地中間管理事業の貸出申込み受付を

行いました。本件につきましては、福島地域の農地の貸し借りについての審議案件でございます。

配付資料⑤をご覧ください。

まず農地中間管理事業につきまして、内容は10月総会でご審議いただきました、港区南陽の件と同じでございますけれども、再確認をさせていただきます。こちらの図のように高齢化ですとか後継者不足などの理由によりまして、自ら農作業ができなくなった出し手から、農地中間管理機構が農地を借り受けまして、農地をまとめた形で受け手・担い手に貸し付けるというものが農地中間管理事業でございます。

資料裏面をご覧ください。

次に今回の議案につきましてご説明をさせていただきます。今回68名の出し手から193筆の農地を農地中間管理機構が借り受けまして、それを受け手に貸し付けるという流れでございます。そしてこの手続きは農用地利用集積計画の案を市が作成しまして、農業委員会での審査・決定を経まして市が決定を定めるということになってございます。

配付資料の⑥をご覧ください。

第88号議案につきまして審議のポイントをまとめてございます。ご覧のとおり農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして基本構想に適合すること、及び所有権者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要がございます。今回の議案では必要なすべての要件を満たしておりますことをご確認ください。なお、今回中川区福島地域では、初めての中間管理事業実施でございます。193筆8.4ヘクタールの農地の貸し借りを予定し

	ております。この地域の農地面積全体の 9.7 ヘクタールのうち今回 86.5 パーセントの農地が集積されることとなります。事務局からの説明は以上でございます。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それではここで、第 88 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。32 ページをご覧ください。 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 88 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 88 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 89 号議案、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する

別段の面積の確認について審議を行います。

審議にあたって、審議のポイント等について簡単にご説明いたします。

まず、議案資料ですが、45 ページが議案の本文とその理由、46 ページが別表、47 ページ及び 48 ページが参考条文となっております。

さて、ご存知のとおり、名古屋市では農地法第 3 条の許可を受けようとする場合は、農地の権利の取得後において、その者が経営する農地面積が 20 アール以上となることが必要となります。

この 20 アールという基準面積は、45 ページにございます、農地法施行規則第 17 条第 1 項の定めに基づき、平成 21 年第 11 回農地部会において決定したものです。

農業委員会は、毎年 1 回、この基準面積の見直しを検討する必要があります。第 89 号議案は、このことについて審議するものです。

それでは、46 ページの別表について、事務局から報告をお願いいたします。

農政係長

岩田会長からご説明いただきましたとおり、現在、本市は農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「別段の面積」を 20 アールとしております。

また、48 ページに掲載しておりますとおり、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号は、「別段の面積」を定める場合は、経営面積が「別段の面積」未満である農業経営体の割合が、「お

おむね 100 分の 40」を下らないようにしなければならないと、定めております。

以上の規則を踏まえたうえで、46 ページの別表をご覧ください。

別表は、農地台帳のデータから、本市の経営面積別農業経営体数を示した表です。10 アール以上の農地を経営する農家世帯と農地所有適格法人を農業経営体の対象として、表を作成しております。

本市では現在、10 アール以上、20 アール未満である農業経営体数は 1,224 で、全体の 43.9 パーセントを占めており「おおむね 100 分の 40」の要件を満たすものと認められます。このことから、本市が平成 21 年に「別段の面積」を 20 アールに定めたことは、現在においても妥当であると考えられます。説明は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それではここで、第 89 号議案の議決の案を読み上げます。45 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の確認について

平成 21 年第 11 回農地部会において名古屋市農業委員会が 20 アールとすることを決定した農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積は、令和 3 年に実施した利用状況調査の結果、20 アールから変更する必要がないことを確認する。

理由としましては、農業委員会が別段の面積を定める際の基準については、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね 100 分の 40 を下らないように算定されるものであることとされている（農地法施行規則第 17 条第 1 項）。

令和 3 年に利用状況調査を実施した結果、本市における農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数は別表のとおりであることから、別段の面積は引き続き 20 アールとすることが適当である、ということでございます。

第 89 号議案につきまして、この案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 89 号議案の案件は、案のとおり決定いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 3 年 11 月 2 日から令和 3 年 11 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 8 ページにかけまして、農地法第 3 条の

3の規定による届出が15件

続いて、9ページから17ページにかけまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が27件

続いて、18ページから43ページにかけまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが77件

続いて、44ページから46ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが9件

続いて、47ページから49ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが7件

続いて、50ページですが、現況証明願が1件

続いて、51ページですが、転用届出に係る訂正願が6件

続いて、53ページから59ページにかけまして、農地の転用事実に関する照会が1件

続いて、60ページですが、農地改良届が1件

続いて、61ページですが、転用許可に係る取下願についてが1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

続きまして、報告（2）「令和4年度名古屋市農業施策等に関する意見書の対応状況」について、事務局お願いいたします。

農政係長

右肩に、報告2と記載のある資料をご覧ください。

先月の総会后、第1回の拡大運営委員会を開催いたしました。ご覧いただいているものはその時の資料になります。今年度提出した意見書に対しての関係各所からの回答を記載しております。なお、項目5番の地産地消の推進につきましては、イベント等の概要を、参考として別で資料を配布しております。

今後、意見書を作成するにあたりまして昨年度同様、拡大運営委員会の委員以外の方からも広くご意見を募集したいと考えております。募集に際しましては、改めてご案内いたしますが、本日はこちらの資料をお持ち帰りいただきまして、ご一読いただければと思います。あわせて意見書の作成スケジュールもお配りしております。昨年度と同様のスケジュールで意見書を作成していきたいと考えております。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

横井（慎）
委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、報告2の緑政土木局から出てる相続税の納税猶予につきましてとあるんですけど、この中で自作要件が緩和されましたということを、もう少し詳しく教えてもらえませんか。お願いします。

農政係長

ご報告いたします。こちらの緑政土木局と書かれました1行目の、いわゆる都市農地貸借法が施行されたことによりまして、生産緑地を貸借された際にも、生産緑地の自作以外の方が貸した、貸し受けた方が耕作することについても緩和されたという意味でございます。

議長（会長）	横井さん、よろしいでしょうか。
横井（慎） 委員 農政課長	もう少し簡単に教えてもらえませんか。 今までは、自分で耕作をしないと相続税の納税猶予が受けられなかったのが、人に貸しても納税猶予が受けられるようになりましたということでございます。
横井（慎） 委員 議長（会長）	ありがとうございました。 他に何か質問等ございますか。 他にないようです。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。
農政係長	「令和３年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修」と記載のある資料をご覧ください。 すでにご案内しておりますが、来年２月１０日木曜日、午後２時から、ここ１２階１２Ｃ会議室にて、ご案内の配付資料のとおり進行で開催を予定しております。 第１部の農業団体ＪＡなごや、ＪＡみどり、ＪＡ天白との意見交換はおおむね５０分程度、第２部の農地利用最適化の推進については、愛知県農業会議の方を講師としてお招きして、講演をおおむね１時間程度予定しております。参加していただく出席者につきましては、運営委員会にて確認していただきまして、ひきつづきコロナウイルス感染症対策を行う必要があることから、第１部の農業団体との意見交換は、拡大運営委員会にて意見書の検討委員となっている委員に限って出席していただきます。

議長（会長）	また、第 2 部の農地利用最適化の推進については、農業委員・農地利用最適化推進委員すべての委員にご出席いただきますようお願い申し上げます。 なお、今後も新型コロナウイルス感染の状況によっては、やむなく中止となる可能性もございます。中止の際は連絡をさしあげますので、ご了承のほうよろしく申し上げます。以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 3 年第 12 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後 2 時 57 分）